平成 21 年 11 月 20 日

行田委員

先ほどから榎並委員や作山委員からも質問がありました、地方分権改革について質問させていただきたいと思います。

先ほどの御答弁にもありましたけれども、制度をつくる前に地方に意見を求めてもらいたいと、法制化の話をされていました。

さきの総選挙におきましても、各党が地方分権を訴えまして、国と地方の協議の場を早急に立ち上げるということをどこも言っていたわけなんです。是非とも早くやってもらいたいというのが、公明党の願いでございまして、私も願っておりまして、新政権が当面、新しい種々の政策であるとか制度の見直しについて、国と地方の意思疎通を円滑にするとともに、これに併せて、協議の場の法制化を早く実現してもらいたいと願っております。

今日は、質問の中身なんですけれども、今、事業仕分を含めて、いろいろな議論が国でなされているわけですが、これは放っておくと、どんどん地方の負担が増えていく一方です。毎日のように、一体どこまで、神奈川県は、神奈川県だけではないんですが、地方は負担をしていくんだろうかという不安に駆られているところでございます。このまま行けば、本県がクラッシュしてしまうのではないか。やはり税源と一緒に議論をしていただく、若しくはその前に、先ほど申しましたように、国と地方の協議の場を先に設けた上でいろいろ議論をしていくというのが、先だっての選挙の公約だったのではないかと、私個人では思っております。

そこで今日は、今議論されている、新たな、いろいろな政策に関して、地方 への移譲はどれぐらいのものなのかということをお伺いしておきたいと思って います。

今、子ども手当を含めても地方負担だという議論はございます。これは、財源なしで来てしまったらもう終わりです。こういうことはあってはいけないと思っています。

先日、義務教育費の国庫負担金について、高校授業料の無償化のため、国の 負担割合の引下げ、今までは3分の1ですが、これを4分の1にするというこ とが検討されているとのことであります。地方へのしわ寄せが懸念されるわけ ですが、神奈川では、負担割合の引下げによる影響額はどのくらいになると試 算されているのか、お伺いします。

財政課長

平成 21 年度の当初予算で計上させていただいたところから、推計をさせていただきます。

平成21年度当初予算で、義務教育の国庫負担金額、約940億円を計上させていただいております。これは3分の1相当になりますので、こちらが仮に4分の1になるということになりますと、この金額が4分の3になってしまうと、この影響額は235億円程度ということになろうかと考えています。

行田委員

235 億円は大きいですね。これを県として負担することができるのかどうなのか。私は、これが今の状況だとやはりできないだろうと思います。

今日の新聞に大きく報道されましたが、神奈川県の固定資産と言いますか、 皆様方の公舎が全部で 100 億円でした。このぐらいの状況で、これが毎年のよ うに 235 億円と、仮に今のまま、税源が来ないままというのは、これはできな いのではないかと。

仮に負担することになったと、国で決めたとしても、逆に給与そのものを引き下げられないということを考えなければいけない。授業料を逆に上げなければいけなくなってしまうのではないかということも考えられると思いますけれども、県として、その分を負担することはできるんですか。

財政課長

報道されている中身というのは、文部科学省の予算を削減するがための手法として、財務省が言っているということですから、正にこれは、国の負担を減らして、地方に押し付けるという話ですので、到底、このようなものは認められませんし、とても 235 億円というのを、この状況の中で、新たに払うというのは無理だというのが基本だと思います。

ただ、この義務教育の国庫負担金のいわゆる地方負担の部分のことでございますけれども、実は仮に、今報道されているようなことを国がやろうとした場合には、地方財政法に違反することになります。

地方財政法の中では、この義務教育国庫負担の地方負担分というものが交付税の基準財政需要額に算入するとはっきりと書かれております。この基準財政需要額に算入するということは、その分、地方の交付税の総額を増やしていかなければならないという話になってまいります。

文部科学省の予算が減っても、その分、交付税が増えてくるというのが基本的な考え方でございますが、少し複雑になってまいりますのが、交付税の方は、交付税の方で全体を抑制して、そして、文部科学省の方の予算は減らし、一応、交付税上は算定されているというような形になってきた場合が一番の問題になってくることになります。

ただ、この義務教育費の国庫負担金につきましては、三位一体の改革の時に、 地方としては、全額、地方に財源と権限を含めて任せてもらいたいというよう な要請をしてきたものが、結果的に補助率だけが下がってきたという経緯がご ざいますので、国の財源を何とか節約するという発想ではなく、地方分権改革 という考え方の中で議論すべきものだと思いますので、権限と税源移譲という 財源と、それをセットで地方の主体性に任せるような形での改革というものが、 そもそもやるべき姿勢だと考えております。

行田委員

分かりました。今の問題も、そしてその前の問題もあると思いますので、この辺は、また次の議論に進めていきたいと思います。

今、義務教育費国庫負担金の話をしたんですけれども、これだけではなくて、これは質問ではないのですが、先週、延長保育事業というものに関しても出てきました。これもまた、県の負担が増えるという話でございます。これは、民間保育所で11時間の開所時間を超える場合に、国と市町村が折半して負担する

交付金で、今まで、これでやってきた仕組みなんですけれども、全国で約540億円らしいんですが、今回、この仕組みを変えると。今まで、一般会計でやっていたものを特別会計から出すようにということで国が考えているそうです。詳しい中身はよく分かっていないんですが、結論から言いますと、特別会計から出すようにすることによって、拠出金は全体の3分の1、国が出すのが3分の1だけになり、今まで折半だったのが、残りを都道府県と市町村が3分の1ずつ負担することになるそうです。これもまた新たな負担だということで、では、これはどこから出てくるのかということで、やはり教育に関する、子育てのところで、確かに、その理念としては納得するわけですが、そのバランスをどうやってとるのかというところを、このまま来てしまったら、我々は大変だということをしっかりアピールしていかなければいけない。今まで以上に、訴えていかなければいけないのではないかと思っています。

次に、第4次勧告では、自動車関係諸税の暫定税率の見直しという指摘がありました。

各省庁で、環境税等の新たな税の提案がなされているというお話も先ほどございました。

まず、基本的なところに立ち返りたいんですけれども、そもそも暫定税率は どういう趣旨で設けられたのか。そして、暫定税率は、本来の税率、つまり本 則税率に対してどの程度上乗せされているのか、まず確認させていただきたい と思います。

税務課長

自動車関係諸税の暫定税率でございますが、昭和48年2月に閣議決定されました第7次道路整備5か年計画、これの財源を確保するという観点が当時ございました。同じ年の11月にオイルショックが発生いたしまして、それを受けて、資源の節約、消費の抑制という考え方が広がったわけで、そうした観点から、昭和49年度と50年度の2年間の時限措置として、最初は導入されたものでございまして、税目は揮発油税、地方道路税、自動車重量税と自動車取得税について適用されたところでございます。

その際、軽油引取税につきましては、バス、トラック等の営業用車両が主体で、貨物運送車両の燃料に用いられる軽油であるということから、物価への影響等を考慮して、増税がこの時は見送られておりますが、2年後の昭和51年度の税制改正において、この軽油引取税も暫定税率が導入されております。

その後、累次の道路整備5か年計画の策定に併せて、その計画に位置付けられた道路財源の確保の観点から、暫定税率の適用期間というのが逐次延長されてきたというところでございます。

次に、どの程度上乗せされているかということにつきまして、これは税目ごとにございまして、軽油引取税に関しましては、本則の税率が1リットル当たり15円、これに対して17.1円上乗せして、1リットル当たり32.1円というのが暫定税率になっております。それから、自動車取得税でございますが、本則が取得価格の3%で、これについて、自家用自動車に限りまして2%上乗せして、5%が暫定税率となっております。国税でございます揮発油税、ガソリン税ですが、これは1リットル当たり24.3円というのが本則です。これを2倍に

しまして、48.6 円というのが暫定税率となっております。それから、ガソリン税に併せて課税され、国税で1回徴収されて、都道府県、政令市に譲与されます地方揮発油税というのがございますが、この地方揮発油税は、ガソリン1リットル当たり4.4 円というのが本来の税率で、これに0.8 円上乗せした5.2 円が暫定税率になっております。最後に、同じく国税であります自動車重量税は、車種の区分によって税率が異なっておりますが、自家用の乗用車の場合ですと、車両総重量0.5 トン当たり2,500 円というのが本則の税率です。それに3,800円を上乗せして、0.5 トン当たり6,300円という暫定税率になってございます。行田委員

今、いろいろな議論があって、暫定だからやめた方がいい、それはあるべき 税ということで追求していくという意味では大事なことだとは思うんですけれ ども、ただ、新聞報道によりますと、暫定税率の廃止により、今、地方揮発油 税の話もありましたが、地方全体で 8,000 億円もの減収が生ずるということで あります。

本県財政への影響も相当なものと思われるんですが、代替する税収がない中で、本県の減収影響というのはどの程度見込まれているのかをお伺いします。 財政課長

地方税のうち、暫定税率が適用されております自動車取得税と軽油引取税でございますが、自動車取得税でこの暫定税率が廃止されますと、平成21年度の当初予算のベースでお答えいたしますと、自動車取得税が60億円の減収、軽油引取税が190億円の減収となってまいります。それと、地方揮発油譲与税、これも元の地方揮発油税に暫定税率がかかっておりますので、暫定税率が廃止されますと、譲与税が少なくなるということで、こちらが4億円の減収になります。都合254億円が、歳入面での税と譲与税の減収影響ということになります。

一方、自動車取得税と軽油引取税につきましては、税収の一定割合は市町村に税交付金として交付をしておりますので、交付金の原資となる税収そのものが下がるということは、歳出である交付金も下がるということになります。この歳出の減少が、自動車取得税交付金で48億円の減、軽油引取税の交付金で74億円の減ということになりまして、合計で、歳出の減少が122億円あるということになります。

ですから、歳入ベースで 254 億円の減収、歳出ベースで 122 億円の減となりまして、差引き 132 億円というのが、税と譲与税に係ります実質的な減収影響となってまいります。

さらに、このほかに譲与税ではありませんけれども、国からの交付金であります地域活力基盤創造交付金というものもございまして、これも原資に暫定税率に入っておりますので、こちらも交付金が55億円ほど減になるということになろうかと思っております。

行田委員

今日伺った義務教育費の負担金と、今お話のあった暫定税率の廃止、これだけ合わせても 500 億円はいかないですけれども、それに近い穴があくと。どうやってこの穴を埋めてくれるんだという話なんですけれども、これは国にやっていただくしかないわけですが、いずれにしても、協議の場を早急に立ち上げ、

施策を打っていくという基本的なところに立ち返っていただかないと、本当に 持ちこたえられなくなってしまうだろうと。

本県は、なかなか我慢強く、弱音を吐かない。一生懸命やっている感じはするんですけれども、今まで以上に、県民の皆さんには、このままでは大変なんだということで、しっかり訴えて、我々議会もそうですし、国に対し、この地方分権を推進されるようにアピールしていかなければいけないと思っています。いずれにしましても、地方自治体の運営や国民生活に大きな影響を与えるものが少なくはございませんので、県として、他の自治体とも連携しまして、国に積極的に提言していただくよう、的確に対応していただきたいということをお願いしまして、私の質問を終わります。